

公 示 書

東京都八王子市廿里町36-1に所在する農林水産省農林水産研修所において食堂業務委託による営業を希望する者の申請方法について、下記のとおり公示します。

記

1 公示に付する事項

- (1) 件名 農林水産省農林水産研修所食堂業務委託事業
- (2) 営業開始時期 令和8年4月1日（予定）
- (3) 営業方法

農林水産省共済組合本部長（以下「本部長」という。）が農林水産研修所長（以下「研修所長」という。）から「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日付け蔵管第1号財務省理財局長通達）に基づき、国有財産使用許可を受けて農林水産省農林水産研修所（以下「研修所」という。）の所定の場所に設置した食堂を営業する。

2 応募者の資格

応募者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 下記5の説明会申込み、出席した者でなければ応募できないものとする。
- (2) 農林水産省農林水産研修所食堂業務委託事業者公募要領（以下「公募要領」という。）にある基本概念及び公募内容を理解し、営業に意欲のある者であること。
- (3) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と5年以上食堂の運営業務にかかる営業を続けている実績を有すること。
- (4) 食堂の企画・運営のノウハウをもつ事業者であること。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 農林水産省から業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (7) 経営の状況、信用度が極度に悪化していない者であること。
- (8) 租税公課を滞納して督促を受けていないこと又は税金差押を受けていないこと。
- (9) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (10) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (14) 暴力団又は暴力団員及び上記（10）から（13）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものではないこと。
- (15) この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近1年間において、農林水産省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 公募要領の配布

公募要領の配布は、下記8の問い合わせ先において電子メールにて行う。応募を予定している者は、問い合わせ先に電子メールにて配布を依頼すること。

4 質問の受付

公募要領等に質問がある場合は、配布した公募要領に添付した説明会申込書兼質問票又は任意様式（説明会申込書兼質問票に記載している事項を網羅しているものに限る。）により令和7年12月22日（月）（16時30分必着）までに下記8の問い合わせ先へ郵送又はメールで提出すること。

なお、回答は下記5の説明会で行う予定である。

5 説明会

- （1）日 時 令和7年12月25日（木）14時
（2）場 所 東京都八王子市甘里町36-1
農林水産省農林水産研修所第2教室
（3）申込み 令和7年12月22日（月）（16時30分必着）までに下記8の問い合わせ先へ説明会申込書兼質問票又は任意様式（説明会申込書兼質問票に記載している事項を網羅しているものに限る。）を郵送又はメール送

信すること。

- (4) その他 当日は上記3において配布する公募要領を持参すること。
会場の都合により、出席者は1事業者につき2名までとする。

6 応募手続

- (1) 応募書類 上記3において配布する公募要領に記載する。

(2) 応募書類の提出期限等

提出期限 令和8年1月9日（金）必着

提出場所 下記8の問い合わせ先

提出方法 持参又は郵送

7 企画提案等の無効

本公示に示した応募の資格がない者の企画提案書等は無効とする。

8 問い合わせ先

農林水産省農林水産研修所総務課

〒193-0843 東京都八王子市廿里町36-1

電話番号 042-661-0511

E-mail kensyu_soumu@maff.go.jp

電話による受付時間 平日10時～12時及び13時30分～16時30分

9 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領による。

令和7年12月5日

農林水産省共済組合本部長

農林水産事務次官 渡邊 肇